第15回　気仙沼市農業委員会総会議事録

1　会議の日時　　令和４年８月25日（木）午後２時３分から２時30分

2　会議の場所　　気仙沼市役所 ワン・テン庁舎 大ホール

3　出席農業委員（13名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10番　三浦悦子	11番　横山久一	12番　吉田和広
13番　畠山盛信	14番　吉田幸志（欠）	

4　出席農地利用最適化推進委員（12名）

15番　松　敏明	16番　村上正博	17番　千葉清幸
18番　白幡高二		20番　佐藤信行
21番　藤田隆一	22番　佐藤良人	23番　及川　衛
24番　畠山義朗	25番　三浦光雄	26番　佐藤俊夫
27番　小野寺隆一		

5　欠席農業委員
　14番　吉田幸志

6　欠席農地利用最適化推進委員
　なし

7　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員
　なし

8　議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　第３　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
　第４　議案第３号　非農地証明願について
　第５　議案第４号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による
　　農用地利用集積計画（案）の決定について
　第６　報告第１号　農地現状変更届の報告について
　　報告第２号　公共事業における農地の一時貸借の報告について
　第７　その他

9　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	及川　智
主幹兼主任	鈴木しずか
主幹	村上　将
主事	遠藤雄子
主事	有田久美
主事	千葉美紗都

10　会議の概要

午後２時３分　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，13 人であります。 定足数に達しておりますので，第 15 回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は，14 番吉田幸志君の１人でありますので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，４番中村義之君と５番三浦茂君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，川崎尻。議案関係図面は１ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであります。都市計画区域外。農用地区域内でございます。譲受人の経営面積は 13,328 ㎡。労働力は２人。従事日数は 400 日。農機具等はトラクター１台，バインダ１台，管理機１台，トラック１台を所有しています。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 議案第１号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。17 番千葉委員。
17 番千葉委員	17 番千葉です。８月 20 日に委員５名と現地の確認をしております。現地は荒廃が進んでおります。譲受人に連絡を取って来ましたが，耕作するというふうに言っておりましたが，現状は開墾から始まらなくてはならないような草木がかなり深いので，事実おっしゃっているとおりできるかどうか，私は疑問に思いました。一応書面上の手続きとしては，これが整っているのであれば，これ進むのかと思います。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。当該申請地を，譲受人が譲り受けて，耕作するということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。

	質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書を交付することにいたします。 あの，ちょっと千葉委員さん，さっきの，もうやる気のないように見えると，そうおっしゃいました。これは農地検討委員会でも，そういう話しが出ました。ただ申請が，こうするといって申請したものは，一応許可する。本当にするのかと言って，すると言ったら何ともならない。やっぱり経過を見て，農業委員さん達の御指導をお願いします。もうやらないのだったら，非農地証明願を出してくださいよとか，そういう御指導をお願いしたいと思います。以上です。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。受付番号１番につきましては取り下げとなっております。受付番号２番，本吉町歌生。議案関係図面は 10 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであります。都市計画区域外。農業振興地域内。農用地区域外。第３種農地と見ております。売買によりまして居宅から道路へ接続する通路を建設するものでございます。当該地の一部について，既に敷砂利をし，通路として利用していたことについて始末書の提出があります。 以上，受付番号２番の１件について御審議をお願いします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番は，取り下げです。 受付番号２番はいかがですか。23 番及川委員。
23 番及川委員	23 番及川です。先日日曜日，金野委員さんと確認して来ました。もう少し大きな車が将来的に上がっても大丈夫なように，今回その部分を購入して，車を回しやすいようにしたいということであります。周りの農地へ影響を及ぼすようなところではありませんので，許可相当と思われます。
議　　長	受付番号２番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。申請地は通路建設ということで利用するということですけど，周辺農地にも影響もないということで許可相当と思われます。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町寺谷。議案関係図面は 14 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。平成年月日不詳から，耕作放棄をしていたため，現在農耕に適さない土地となっております。現況は原野となっております。農地以外に供された時期は平成年月日不詳でございます。 受付番号２番，高井。議案関係図面は 19 ページになります。被相続人が相続後，昭和年月日不詳から，耕作されておらず，被相続人から願出人が相続したときには，既に山林化していました。復元は不可能の状態であります。農地以外に供された時期は昭和年月日不詳でございます。 受付番号３番，高井。議案関係図面は 24 ページになります。被相続人が相続後，昭和年月日不詳から，耕作されておらず，被相続人から願出人が相続したときには，既に雑種地等となっておりました。復元は不可能の状態であります。農地以外に供された時期は昭和年月日不詳でございます。 受付番号４番，高井。議案関係図面は 29 ページになります。被相続人が相続後，昭和年月日不詳から，耕作されておらず，被相続人から願出人が相続したときには，既に原野となっておりました。復元は不可能の状態でございます。農地以外に供された時期は昭和年月日不詳でございます。 受付番号５番，高井。議案関係図面は 34 ページになります。被相続人が相続後，昭和年月日不詳から，耕作されておらず，被相続人から願出人が相続したときには，既に雑種地となっておりました。復元は不可能の状態でございます。農地以外に供された時期は昭和年月日不詳でございます。 以上，受付番号１番から５番の５件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
議　　長	受付番号１番はいかがですか。27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。日曜日の日に大谷の委員４人で現地を確認いたしました。もう原野状態で，それから当然農地への復元性は考えられないと思います。よろしくお願いします。

議　　長	受付番号２番から５番はいかがですか。18 番白幡委員。
18 番白幡委員	18 番白幡です。今回４件の申請がありました。同じ方から相続にあたって非農地証明を出したいということで。先ず１件目が，山林化した状態になっておりまして，長年田畑としては使用されておらず，復元の可能性もまずないと思われますので，今回の非農地証明，問題なしと思われます。２件目は，これに隣接した土地になりまして，こちらも草木が生え茂った状態になっておりまして，問題なしと思われます。３か所目は，100mほど離れた場所になりまして，こちらも山林化した状態になっておりまして，非農地証明，問題なしと思われます。後は４か所目が道路を挟んだ状態になります。海側の土手になりますので，こちらも問題なしと思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番から５番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの申請案件もですね，農地への復元性はないということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは，採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書８ページをお開き願います。今回提案いたします農用地利用集積計画につきましては，受付番号１番と２番とも，みやぎ農業振興公社による農地中間管理権の設定案件で，農業経営基盤強化促進法による利用権（賃借権）の新規設定です。１番と２番ともに，受けての方は同一で，７月に気仙沼市から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者とのことでございます。他県の農業法人で勤務経験があり，その経験を活かしブドウの栽培を行うとのことでございます。 受付番号１番，議案関係図面は 38 ページからです。申請地の地番，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。借受け予定地は台と新台です。利用権設定期間は公告日の翌日から 10 年間を予定しています。 受付番号２番，議案関係図面は 43 ページからです。借受け予定地は新台です。利用権設定期間は公告日の翌日から 10 年間を予定しています。 以上，農用地利用集積計画案の決定について，御審議をお願いいたします。 以上で議案第４号の説明を終わります。

議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番と２番はいかがですか。12 番吉田委員。
12 番吉田委員	12 番吉田です。20 日の日に委員５人で確認して来ました。場所は月立保育所の下側と 500mくらい北側にある場所でございます。ブドウをやりたいということで始めたみたいです。もうブドウは，植わらっているのですけど，県の都合で，今この案件が出てきたみたいです。私がここら周辺を耕作していて，毎日彼が一生懸命やっているので許可相当だと思います。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地利用集積ということで，若い方がブドウ栽培するということでございましたので許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。
議　　長	次に，日程第６，報告第１号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴 木 主 任	（報告朗読）
及 川 次 長	（内容説明） それでは，資料農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は合計１件，１筆，2,350 ㎡の農地変更届がございました。以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。
議　　長	次に，報告第２号「公共事業における農地の一時貸借の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴 木 主 任	（報告朗読）
及 川 次 長	（内容説明） それでは，資料公共事業における農地の一時貸借８月総会報告をお開きください。

	今月は，市の公共事業につきまして，１件，２筆，624.32 ㎡の一時貸借がございました。以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑はないようですので，報告第１号と報告第２号を終わります。
議　　長	次に，日程第７，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第 15 回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後２時 30 分 令和４年８月 26 日 気仙沼市農業委員会